

- 第 1 1 2 号 -



# しろくまだより

- 温暖化で絶滅の危機『しろくま』を救え in やつしろし -

編集/発行 2025.1.22 八代市環境課 TEL33-4114

## 《今回の記事》

- ・油流出事故に注意しましょう
- ・ペットを飼っているみなさまへのお願い
- ・ごみのポイ捨ても『不法投棄』です！

これまでの「しろくまだより」は  
市ホームページでご覧いただけます

しろくまだより



サイト内検索に入力↑

QRコードを読み取り↑



## 油流出事故に注意しましょう

毎年、農業用施設や事業所などの貯油タンクや配管、暖房施設から油が流出する事故が発生しています。その原因の多くは、管理不備や操作ミスといった人的ミスです。油が河川などに流出すると、上水道や地下水、農業、漁業などに大きな影響を及ぼすおそれがあります。

特に今の季節、家庭や事業所、農業用ビニールハウスなどで暖房用の燃料油の使用が多くなります。今一度、タンクなど設備の点検をお願いします。



万が一、油の流出事故が起きた場合は、速やかに関係機関（市役所、保健所、消防、警察など）へ連絡するとともに、流出先の確認や流出防止対策の実施、流出した油の回収などの応急処置をしてください。



### ～油の流出事故を未然に防ぐために～

- タンクや配管、ボイラーを定期的に点検し、破損がないか、周囲に臭いや土に油染みがないか必ず確認してください。（地下に埋設されているものも含む。）
- 設備に腐食や劣化、老朽化している箇所がないか確認してください。
- 継ぎ手がずれていないか、ネジは折れていないか確認してください。
- タンクなどに給油する前に、バルブが締まっているか確認してください。
- 油の残量はこまめに確認し、油の減りがいつもより多い場合は、すぐにバルブを閉め、配管等から漏れがないか確認してください。
- 防油堤の設置をお願いします。
- 不要になった油は処理業者等に処理を依頼してください。

**油の回収・処理には多額の費用がかかり、その費用は原因者が負担することになります。**

## ペットを飼っているみなさまへのお願い

飼い主になるということは、ペットに関して全てに責任をもつことです。「ペットの命を預かる責任」「ルールやマナーを守り、周辺地域に迷惑をかけない責任」を果たしましょう。



|                   |                                               |
|-------------------|-----------------------------------------------|
| <b>病気の知識と予防</b>   | 動物の病気や感染症等について正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払いましょう。     |
| <b>終生飼養</b>       | 動物の種類や習性などを正しく理解し、動物がその命を終えるまで飼い続けましょう。       |
| <b>迷惑防止</b>       | 鳴き声や毛などの飛散、臭い、排泄物など、日頃から周囲の方への配慮を心掛けましょう。     |
| <b>繁殖制限</b>       | 飼っている動物が増えすぎて管理ができなくなることがないように不妊・去勢手術をしましょう。  |
| <b>災害対策</b>       | 備蓄品の準備、避難訓練、日常生活におけるしつけ等をしておき、災害時には同行避難しましょう。 |
| <b>逸走防止</b>       | 動物が逃げ出したり迷子にならないように、必要な対策をとりましょう。             |
| <b>身元表示(所有明示)</b> | 飼い主がわかるよう、首輪、迷子札、マイクロチップ等をつけましょう。             |

市ホームページからもご覧いただけます →→→



出典:動物愛護管理法  
新・普及啓発用パネル「みんなで守ろう!!飼い主の7か条」(環境省)

【お問合せ先】環境課 TEL:33-4114

### 犬の飼い主様へ～令和6年度狂犬病予防注射済票の交付はお済みですか？～

飼い犬の狂犬病予防注射が済んでない方は、動物病院で接種後、2月末までに環境課または各支所地域振興課で、注射済票(交付手数料500円。動物病院の接種証明書が必要。)の交付手続きをお願いします。市の委託先動物病院で接種された場合には、その場で注射済票の交付を受けることができます。交付された注射済票のプレートは、犬に必ずつけましょう。

## ごみのポイ捨ても『不法投棄』です！

空き地等へのごみのポイ捨てによる苦情が寄せられています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条には「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定されており、違反した場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人に対しては3億円以下の罰金）またはその両方が科せられます。

また、空き地等においては所有者が責任をもって管理するよう八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第8条に規定されております。

空き地を管理する人、建物等を管理する人ともに、次のことに注意してください。

- 囲いの設置、草払いなどを行い不法投棄を誘発させないようにしましょう。
- ご自分の所有地や建物から風で物が飛ばされないよう飛散防止の対策を図りましょう。
- ごみを溜めないよう計画的に排出しましょう。



【お問合せ先】循環社会推進課 TEL 34-1997



## “広げよう！エコ8(エイト)行動”

<環境行動2> 買物時はマイバッグを持参します。

- ☐ 買い物をするときはマイバッグを持参しましょう。
- ☐ 不要なレジ袋は断りましょう。